

通常お支払いいただく料金 (※1割負担の場合の金額で表示、2割負担の場合は「介護保険給付サービス分」が2倍、3割負担の場合は「介護保険給付サービス分」が3倍)

区分	サービス内容	算定単位	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	算定要件等
介護保険給付サービス	介護福祉施設サービス費 (Ⅰ), (Ⅱ)	日	589	659	732	802	871	利用者の要介護認定区分に応じて利用料金が異なります。(Ⅰ)は個室、(Ⅱ)は2・4人部屋を表しています。
	日常生活継続支援加算	日	36				①算定日の属する月の前6月間または前12月間の新規入所者のうち、要介護4～5の割合が70%以上又は認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上、又はたんの吸引が必要な利用者が15%以上	
	看護体制加算 (Ⅰ)	日	6				常勤の看護師を1名以上配置している	
	看護体制加算 (Ⅱ)	日	13				①看護職員を入所者数25又はその端数を増すごとに1名以上配置、②配置基準より1以上多い看護職員の配置、③看護職員と病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携による24時間の連絡体制確保	
	夜勤職員配置加算 (Ⅲ)	日	28				夜勤を行う介護職員・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている、夜勤時間帯を通じて看護職員または喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している (登録喀痰吸引等事業所の県登録必要)	
	精神科医療養指導加算	日	5				精神科担当医による定期的な療養指導が月2回以上行われている体制	
	栄養マネジメント強化加算	日	11				①管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50 (施設に常勤栄養士を1人以上配置し、給食管理を行っている場合は70) で除して得た数以上配置する、②低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施する、③低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応する、④入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している	
	科学的介護推進体制加算 (Ⅱ)	月	50				入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、次のような一連の取組を行うこと。 イ 入所者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するための施設サービス計画を作成する。 ロ サービスの提供に当たっては、施設サービス計画に基づいて、入所者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する。 ハ L I F Eへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し多職種が共同して施設の特性やサービス提供の在り方について検証を行う。 ニ 検証結果に基づき、入所者の施設サービス計画を適切に見直し、施設全体として、サービスの質の更なる向上に努める。 ホ 疾病の状況の情報を、厚生労働省に提出している。	
	生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	月	10				①利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にしていること、②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること、③1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供 (オンラインによる提出) を行うこと。	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	月	介護保険給付サービスの料金月額合計に対して14%が加算されます				① 月額賃金改善要件Ⅰ (月給による賃金改善)、② 月額賃金改善要件Ⅱ (旧ベースアップ等加算相当の賃金改善)、③ キャリアパス要件Ⅰ (任用要件・賃金体系の整備等)、④ キャリアパス要件Ⅱ (研修の実施等)、⑤ キャリアパス要件Ⅲ (昇給の仕組みの整備等)、⑥ キャリアパス要件Ⅳ (改善後の月額賃金要件)、⑦ キャリアパス要件Ⅴ (介護福祉士等の配置要件)、⑧ 職場環境等要件 以上の8項目を満たした場合に算定 ※①、③、④、⑤、⑥、⑧について令和6年度は経過措置あり		
介護保険給付外サービス	食費 (食材料費、調理コスト)	食	朝食	395	負担限度額認定による上限額 (1日合計)	第1段階	300	負担限度額認定申請を行い、負担限度額が認定された場合 ※対象者は世帯全員及び配偶者が住民税非課税である事が共通の要件 第1段階 生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者 かつ 本人預貯金等が1000万円以下 (夫婦は合計2000万円以下) の方 第2段階 利用者の課税・非課税年金収入と合計所得金額合計80万円以下 かつ 本人預貯金等が650万円以下 (夫婦は合計1650万円以下) の方 第3段階① 利用者の課税・非課税年金収入と合計所得金額合計80万円超120万円以下 かつ 本人預貯金等550万円以下 (夫婦は合計1550万円以下) の方 第3段階② 利用者の課税・非課税年金収入と合計所得金額合計120万円を超える かつ 本人預貯金等500万円以下 (夫婦は合計1500万円以下) の方
			昼食	525		第2段階	390	
			夕食	525		第3段階①	650	
			1日合計	1,445		第3段階②	1,360	
	居住費 (光熱水費等)	日	負担限度額認定による段階	個室	2・4人部屋	第1段階	380	0
第2段階	480	430						
第3段階①②	880	430						
基準費用額(減額なし)	915	915						
預り金等管理サービス費	日	50				預り金管理契約を締結し、利用者に係る金銭や証書等を事業者が管理する場合		
料金軽減	高額介護サービス費	利用者が、1カ月に支払った、介護保険給付費の利用者負担額の合計額が、一定の上限額を超えた場合、その超えた分について、払い戻されます						
	利用者負担額軽減事業	社会福祉法人が、社会的役割の一環として、その軽減事業の実施により、利用者の収入に応じて、利用者負担額の軽減を行いません						